

宇佐市安心院老人憩の家及び老人軽作業所条例施行規則（平成 17 年 12 月 28 日規則第 224 号）

最終改正:平成 23 年9月9日規則第 26 号

改正内容:平成 23 年9月9日規則第 26 号 [平成 24 年4月1日]

○宇佐市安心院老人憩の家及び老人軽作業所条例施行規則

平成 17 年 12 月 28 日規則第 224 号

改正

平成 18 年6月2日規則第 64 号

平成 20 年9月 24 日規則第 59 号

平成 23 年9月9日規則第 26 号

宇佐市安心院老人憩の家及び老人軽作業所条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、宇佐市安心院老人憩の家及び老人軽作業所条例（平成 17 年宇佐市条例第 132 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第2条 宇佐市安心院老人憩の家及び老人軽作業所（以下「憩の家等」という。）のうち次の各号に掲げる施設の休館日は、当該各号に定めるところによる。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- （1）津房老人憩の家 毎週水曜日
- （2）深見老人憩の家 毎週木曜日
- （3）佐田老人憩の家 毎週火曜日

（使用時間）

第3条 前条各号に掲げる施設の使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

- （1）4月から9月までの使用時間は、次のとおりとする。

施設名	使用時間
津房老人憩の家	午前 11 時から午後9時まで
深見老人憩の家	午後1時から午後9時まで
佐田老人憩の家	

- （2）10月から3月までの使用時間は、次のとおりとする。

施設名	使用時間
津房老人憩の家	午前 11 時から午後8時まで
深見老人憩の家	午後1時から午後8時まで
佐田老人憩の家	

（使用料の減免）

第4条 条例第7条第2項に規定する使用料の減額又は免除の額は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた市民 50 パーセントの額
- (2) その他市長が必要と認める場合 その状況により市長が定める額
(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用等)

第5条 前条の規定は、条例第9条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の2第 3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に憩の家等の管理を行わせる場合においては、適用しない。

2 条例第 10 条第5項に規定する市長が別に定める利用料金の減額、免除の基準は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた市民 50 パーセントの額
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が必要と認める場合にあっては、その状況により市長が定める額

3 条例第 10 条第6項に規定する市長が別に定める利用料金の還付の基準は、次のとおりとする。

- (1) 市長において、必要が生じたため指定管理者に使用許可の取消しを命じたとき。
- (2) 使用者が、その責めに帰さない災害その他の避けることができない理由により使用することができなかったとき。
(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成 18 年4月1日から施行する。

附 則(平成 18 年6月2日規則第 64 号)

この規則は、平成 18 年 10 月1日から施行する。

附 則(平成 20 年9月 24 日規則第 59 号)

この規則は、平成 21 年4月1日から施行する。

附 則(平成 23 年9月9日規則第 26 号)

この規則は、平成 24 年4月1日から施行する。